（落札者の決定方法）
第17条　特定調達契約につき競争に付した場合における落札者は、価格又はその他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者とする。ただし、需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。この場合において、最終の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。
（落札者の決定に関する通知等）
第18条　経理責任者等は、特定調達契約につき落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知しなければならない。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知しなければならない。
（随意契約によることができる場合）
第19条　特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限る。
⑴　競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札をしても落札者がないとき並びに落札者が契約を結ばないとき又は行われた入札がなれあいによるものであるとき若しくは入札に関する条件に合致していないものであるとき
⑵　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
⑶　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき
⑷　センターの委託に基づく研究開発の結果、製造された試作品等の調達をするとき
⑸　既に契約を締結した建設工事（改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げる建設工事をいう。以下この号及び次号において同じ。）（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が２以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
⑹　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき（ただし、既契約工事の調達契約が第５条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第10条の公告又は第11条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。）
⑺　緊急の必要により競争に付することができないとき
⑻　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき
（競争契約に関する記録）
第20条　経理責任者等は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、保管しなければならない。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第９条第１項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
⑹　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第21条　経理責任者等は、特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管しなければならない。
（落札情報の公示）
第22条　経理責任者等は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をその日の翌日から起算して72日以内に、官報により公示しなければならない。
⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　契約を締結する者の氏名並びに機関名及び所在地
⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額
⑹　契約の相手方を決定した手続
⑺　第10条の公告を行った日又は第11条の公示を行った日
⑻　随意契約による場合にはその理由
⑼　その他必要な事項
（苦情の処理）
第23条　経理責任者等は、その者に係る特定調達契約につき当該特定調達契約の競争（随意契約を含む。以下この項において同じ。）に参加した者又は競争に参加できる資格を有する者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理をしなければならない。
２　経理責任者等は、前項の規定により特定調達契約に係る苦情を処理した場合には、当該苦情の内容及び苦情の処理経過等を理事長に報告しなければならない。
（特定調達契約に関する統計）
第24条　経理責任者は、農林水産省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に送付するものとする。
（その他）
第25条　この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年６月 13 日

消防団員等公務災害補償等共済基金

◎調達機関番号　244　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等
消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程の特例を定める規程
（http://www.syouboukikin.jp/pdfs/koukoku3.pdf　参照）
２　この公表に関する問い合わせ先
消防団員等公務災害補償等共済基金　会計課
ＴＥＬ03―6268―8910